

広島県・島根県観光連携協議会プレスツアー運営業務 委託仕様書

1. 目的

令和5年度において、広島県・島根県観光連携協議会（以下「協議会」という。）は、広島・島根両県（以下「両県」という。）の魅力ある観光素材を活用して富裕層をターゲットにした観光プロダクトの磨き上げを行った。今年度、上記プロダクトを組み込んだモデルコースの構築及びプレスツアーを実施し、富裕層向けメディアへの記事広告等で情報発信を行うことで、消費単価の高い観光客を誘客し、両県周遊の促進を図ることを目的とする。

2. 業務の名称

広島県・島根県観光連携協議会プレスツアー運営業務

3 誘客ターゲット

- ・国内在住の富裕層

※この業務における「富裕層」とは世帯年収2,000万円以上の層を指すものとする

4. 委託契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

5. 業務内容

協議会が指定する観光プロダクトを組み込んだ富裕層向けモデルコースの構築（2コース）及びプレスツアー（2泊3日）の実施に係る下記業務。

なお、プレスツアーは2回実施すること。（2コースの行程を各1回）

（1）モデルコースの作成

提案者は、プレスツアーごとに旅のテーマと訴求時期を設定し、そのテーマに基づいた観光スポット等の選定及びツアーコースの作成を行うこと。提案内容は、協議会と協議のうえ決定する。なお、作成にあたっては以下の点に留意すること。

- ・作成数：2コース（各2泊3日とすること。）
- ・コースについては、協議会が指定する以下の観光プロダクトを組み込むこと。

①世界遺産 宮島・厳島神社の夜景を借景とした洋上能楽×絶品ディナークルーズ（以下「広島県プロダクト」という）…（資料1）

②出雲鉄師の聖地×現代最高峰の名刀匠による至高の日本刀体験（以下、「島根県プロダクト」という）…（資料2）

上記はそれぞれ異なるモデルコースに組み込み、その他の周遊スポットは受託者にて選定

すること。

なお、それぞれの観光プロダクト実施に係る費用は以下の通りである。また、下記金額は契約金額に含まれる。

①広島県プロダクト … 785,000 円 (5名参加の場合・税込)

②島根県プロダクト … 388,000 円 (5名参加の場合・税込)

※参加人数や行程等によっては、上記金額は変動する可能性がある。

※上記観光プロダクトは、協議会が本業務のモデルコースに組み込むことを想定して、「令和5年度広島県・島根県観光連携協議会富裕層向けツアー造成及び販売等業務」において磨き上げを行ったもの（委託先：エクスペリサス株式会社（東京都渋谷区渋谷1丁目15番12号））であり、同業務受託者であるエクスペリサス株式会社でのみ販売、予約、手配が可能である。

- ・広島県プロダクト及び島根県プロダクトについて、エクスペリサス株式会社と連携して事業を実施すること。なお、観光プロダクトに掲載の機関や個人への直接の問い合わせは控えること。
- ・2回のプレスツアーの内、最低1回以上は島根県石見地方のいずれかの市町を訪れるコースとすること。

※島根県石見地方…大田市、江津市、浜田市、益田市、美郷町、川本町、邑南町、津和野町、吉賀町

- ・モデルコースには高付加価値な体験を含めることとし、一般的な個人旅行との差別化を図るよう努めること。
- ・宿泊場所は、両コースともに広島県1泊、島根県1泊でコースを作成すること。なお、宿泊順序の指定はない。

(2) プレスツアーの実施

(1) で作成したモデルコースについて、それぞれ各1回次のとおりプレスツアーを実施すること。

① 各所との連絡、調整

ツアーで訪れるスポットや施設、関係機関等との連絡調整及び施設利用料などの支払いを行うこと。

② 交通機関及び宿泊、食事の手配

参加メディアの往復交通費、現地での移動や宿泊、食事手配のほか、それに係る支払いについても委託料の範囲内で行うこと。

③ メディアに向けた案内、メディア選定

招聘するメディアは各回最低1社以上とし、記事化の確約のあるメディアとする。

なお、ここでいう「記事」とは、紙媒体またはWeb媒体を指し、SNSは対象外とする。

④ メディアとの連絡、調整

⑤ メディア取りあげ状況の収集

6. 業務完了報告

業務完了後、速やかに委託業務完了報告書（実績額内訳を含む）を提出すること。

7. 露出に関して

- ・各回1社以上(ターゲットが目にしやすい媒体)
- ・誘客ターゲットへの発信力・影響力が高いメディアとする。
- ・対象とするメディアは、提案者が選定することとし、協議会に協議の上決定する。
- ・記事には、以下のサイト等の紹介やリンクを記載する。
記載の仕方については、別途協議会と協議の上決定する。
 - (1) 島根県観光公式観光情報サイト「しまね観光ナビ」
<https://www.kankou-shimane.com/>
 - (2) ひろしま公式観光サイト「Dive! Hiroshima」
<https://dive-hiroshima.com/>
 - (3) ひろしま観光アプリ KINSAI
<https://dive-hiroshima.com/news/news-41431/>
- ・協議会が指定した観光プロダクト部分については、記事において、問い合わせ先としてエキスぺリサス株式会社の社名及び連絡先を併記すること。

8. 効果検証

効果検証の手法を提案し、協議会と協議の上実施すること。

9. 協議会との調整

- (1) 受託者は、受託後に具体的な個別事業の内容、スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を作成すること
- (2) 受託者は、業務遂行にあたり、協議会と定期的な打ち合わせを行うものとする。
- (3) 受託者は、協議会との打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに協議会に提出するものとする。

10. 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から協議会に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解無く公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た協議会及び事業者等の業務上の秘密を他人に漏らしてはいけな
い。

11. 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12. 再委託

受託者が行う業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ協議会の承認を得てその一部を再委託することができる。

13. 著作権の取扱い

受託者は、委託者に対し、その作成する成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

なお、万一、その作成する成果物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、受託者の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとする。

本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、協議会に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合は、協議会は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

また、成果物については、著作者人格権を行使しないことを許諾すること。

14. その他

- (1) 受託者は、協議会と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、著作権などの問題が生じないように配慮すること。
- (3) 受託者は、その業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告し協議を行った上で、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず協議会に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の内容の変更を必要とする場合には、あらかじめ協議会と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (6) その他、仕様書に定めのない事項は協議会と受託者の協議により定めるものとする。